第五条第五項の表第百五十五条の三十六第三項の表第三項の項	租税特別措置法（租税特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税の規定の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法）	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
第五条第五項の表第百五十五条の四十四第一項の項及び第百五十五条の四十五の二の項	租税特別措置法（租税特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税の規定の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法）	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
第五条第五項の表第百五十五条の四十五の二第一号の項	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第五条第五項の表第百五十五条の四十五の二第一号イの項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
第五条第五項の表第百五十五条の四十五の二第一号イ(1)及び(2)の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
第五条第五項の表第百九十二条の二の項及び第二百一条の二第二項の項	租税特別措置法	特別措置法第三十二条第一項（復興特別所得税に係る所得税の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第五条第五項の表第二百一条の二第三項の表第二項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
第五条第五項の表第二百一条の二第三項の表第三項の項	租税特別措置法（租税特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法）	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令

第五条第六項	あるのは、「	あるのは、「復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される
第五条第十項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第五条の二の三第二項	第九条の三の二第一項	第九条の三の二第一項及び特別措置法第二十八条第一項
	所得税の額	所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額

項及び特別措置法第二十八条第一項又は第三項」を「同条第三項及び特別措置法第二十八条第一項又は第五項」に、「第三十七条の十一の六第七項及び特別措置法第二十八条第一項、第五項又は第六項」を「第三十七条の十一の六第七項及び特別措置法第二十八条第一項又は第三項」に、「第二十五条の十三の八第二十一項」を「第二十五条の十三の八第二十四項」に、「第十五項及び第十六項」を「第十六項及び第十七項」に、「第二十五条の十七第十七項」を「第二十五条の十七第十八項」に、「第二十五条の十七第三十一項」を「第二十五条の十七第三十三項」に改め、同表外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）の項及び同表租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の項中「第十条第一項」を「第十条第三項」に改め、同表国税通則法施行令の項中「第二十八条第五項」を「第二十八条第八項」に改め、同表内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）の項の次に次のように加える。

法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）	第百四十八条第一項第一号	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
		第二百十二条の	第二百十二条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の
	第百四十八条第二項	法第六十九条の二第一項	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第六十九条の二第一項
		所得税の額）	所得税及び復興特別所得税の額の合計額）
	第百四十八条第一項第二号	所得税の額から	所得税及び復興特別所得税の額から
		つき同法第二百十二条	つき同法第二百十二条及び特別措置法第二十八条第一項
		所得税の額を	所得税及び復興特別所得税の額を
	第百四十八条第三項の表第二項第一号	第百四十八条第二項の項	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される第百四十八条第二項第一号